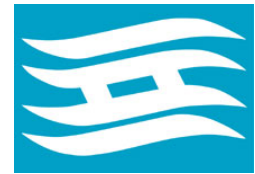


兵庫県公報

平成25年3月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（障害者支援課）	7
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	7
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	11
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	19
○ 公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（教育課）	19
○ 障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（障害福祉課）	26
○ 公衆浴場法基準条例等の一部を改正する条例（生活衛生課）	27
○ 准看護師試験委員に関する条例を廃止する等の条例（医務課）	28
○ 産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（産業政策課）	28
○ 環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例（環境整備課）	30
○ 景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（都市政策課）	33
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	38
○ 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	39

公布された法令のあらまし

●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（条例第5号）

児童福祉法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、基準該当通所支援の事業の基準を条例で定めるに当たって従うべき基準等が定められたことに伴い、基準該当通所支援の事業の基準を定めることとした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 道路占用料の徴収等に関する条例
- 3 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 4 警察手数料徴収条例

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 知事の権限に属する事務のうち児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関する事務等について、市町有能力等に応じ、市町が処理することとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴い、市の区域においては市長が簡易専用水道の設置者に対する措置の指示に関する事務等を行うものとされることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、動物取扱業が第一種動物取扱業とされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

知事及び教育委員会の事務部局の職員、警察官以外の警察職員並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官及び病院事業の職員の定数を増加することとした。

●公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（条例第9号）

公立大学法人兵庫県立大学を設立して、県立大学の業務を行わせることとし、その設立に関する事項、地方独立行政法人法の規定により条例に委任された事項その他必要な事項を定めることとした。

●障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第10号）

障害者自立支援法の一部改正により、同法の名称が改められること等に伴い、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
- 2 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例
- 3 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例
- 4 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県障害福祉審議会条例
- 6 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 7 障害者自立支援特別対策事業基金条例
- 8 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例
- 9 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

●**公衆浴場法基準条例等の一部を改正する条例**（条例第11号）

県内においてレジオネラ症の患者数が増加している状況等を踏まえたレジオネラ症その他の感染症の発生の防止等を図るための措置を迅速に実施し、公衆浴場における営業の実態の変化等への対応を機動的に行うことができるよう、次に掲げる条例の営業者が講じなければならない衛生に係る措置の基準について、所要の整備を行うこととした。

- 1 公衆浴場法基準条例
- 2 旅館業法施行条例
- 3 興行場法施行条例

●**准看護師試験委員に関する条例を廃止する等の条例**（条例第12号）

准看護師、調理師及び製菓衛生師に係る試験及び免許に関する事務を関西広域連合に移管することに伴い、准看護師試験委員に関する条例を廃止するとともに、次に掲げる条例について当該事務に係る規定を削除することとした。

- 1 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例
- 2 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 3 使用料及び手数料徴収条例

●**産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例**（条例第13号）

市街地における低未利用地の高度利用により事務所等の産業業務施設を中心とした産業の集積を図るとともに、大規模な工場跡地等の活用により、工場だけでなく、研究開発拠点等の幅広い産業業務施設の立地を促進するため、知事は、これらの低未利用地又は工場跡地等が存する地区を産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の指定拠点地区に指定することができるものとする等所要の整備を行うこととした。

●**環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例**（条例第14号）

- 1 環境影響評価法（以下「法」という。）の一部改正により、開発整備事業（以下「事業」という。）の実施による環境への影響をできる限り回避し、又は低減するため、当該事業を行う者が事業の計画の立案の段階において、環境の保全について配慮を行うための手続（以下「配慮手続」という。）が新たに設けられたこと等に鑑み、環境影響評価に関する条例（以下「条例」という。）においても同様の手続を設けることとし、所要の整備を行うこととした。
- 2 1に伴い、法の適用を受ける事業のうち、配慮手続が行われないものについて条例の配慮手続を適用する等法と条例の手続の適用の関係を見直すこととした。

●**景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第15号）

近年、景観法に基づく景観行政団体への移行等により自ら景観行政を担う市が増加する等、本県の景観行政を取り巻く環境に大きな変化が見られるとともに、幹線沿道等における放置建築物の増加、地域の景観と調和しない建築物の立地等の新たな課題も顕在化していることに鑑み、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 定義

- (1) 「広域景観の形成」とは、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいうものとする。
- (2) 工作物には、規則で定めるものを含むものとする。
- (3) 「大規模建築物等」とは、次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいうものとする。

ア 都市計画法に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域
域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作

物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

(4) 特定建築物等の規模は、営業の用に供する部分を基準とする。

2 広域景観形成地域

(1) 指定

広域景観の形成を図る必要がある地域として、風景型広域景観形成地域（現在の風景形成地域）及び沿道型広域景観形成地域（国道、県道等の沿道の地域）を広域景観形成地域として指定することができるものとする。

(2) 広域景観形成基準

広域景観形成地域の景観の形成を図るために知事が定める広域景観形成基準には、次に掲げる事項のうち知事が必要と認める事項を定めるものとする。

ア 広域景観の特性

イ 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

ウ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

エ その他広域景観の形成を図るために必要な事項

(3) 行為の届出

広域景観形成地域内において届出を要する行為は、次のとおりとする。

ア 大規模建築物等の新築又は移転（建築基準法に規定する確認を必要とする行為に限る。イ及びウにおいて同じ。）

イ 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が1(3)ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。ウにおいて同じ。）

ウ 大規模建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え

エ 大規模建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更（アからウまでに該当する行為を除く。）

オ 広告物等の表示又は設置（沿道型広域景観形成地域における行為に限る。）

(4) 広域景観形成協議会

ア 知事は、広域景観形成地域として指定しようとする地域において、次に掲げる事項に係る県及び当該地域内の市町（以下「地域内市町」という。）相互間の意見を調整し、県及び地域内市町の広域景観の形成に関する施策の調和を図るため、広域景観形成協議会を組織することができるものとする。

(イ) 広域景観形成地域の範囲

(ロ) 広域景観の形成を図るための行為の制限に関する事項

(ハ) その他広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

イ アの広域景観形成協議会は、県及び地域内市町をもって構成する。

ウ アの広域景観形成協議会の構成員は、広域景観形成協議会において協議が調った事項について尊重するものとする。

エ アからウまでのほか、広域景観形成協議会の運営に関し必要な事項は、広域景観形成協議会が定めるものとする。

(5) (1)から(4)までのほか、広域景観形成地域の指定の手続、(3)の届出をした者に対する指導又は助言等については、現在の風景形成地域に係る手続等と同様とすることとし、規定の整備を行う。

3 認定景観形成重要建造物

(1) 保存活用計画の認定

ア 景観形成重要建造物の所有者は、当該景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るために、改築等をしようとする場合において、当該景観形成重要建造物を建築基準法等に適合させることが著しく困難であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した計画（以下「保存活用計画」という。）を作成し、知事に認定を申請することができるものとする。

(イ) 当該景観形成重要建造物の名称及び所在地

- (イ) 当該景観形成重要建造物の所有者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (ロ) 当該景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るために必要な工事の内容
 - (ハ) 当該景観形成重要建造物の安全性に関する事項
 - (ニ) 当該景観形成重要建造物の維持管理に関する事項
 - (ホ) (ア)から(オ)までに掲げるもののほか、当該景観形成重要建造物の保存を図るために知事が必要と認める事項
- イ 知事は、アの申請があった場合において、当該申請に係る保存活用計画により当該景観形成重要建造物の適切な保存を図ることができることを認めるときは、当該保存活用計画を認定するものとする。
- ウ 知事は、イの認定をしようとするときは、あらかじめ、当該景観形成重要建造物が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。
- エ 知事は、イの認定をしたときは、その旨を告示するものとする。
- オ 保存活用計画の変更の手続については、保存活用計画の認定の手続に準ずるものとする。
- (2) 認定景観形成重要建造物の保存
- (1) イの認定を受けた景観形成重要建造物（以下「認定景観形成重要建造物」という。）の所有者等は、当該保存活用計画に従って認定景観形成重要建造物の保存を図らなければならないものとする。
- (3) 勧告
- 知事は、認定景観形成重要建造物について、保存活用計画に従った保存が図られていないと認めるときは、当該認定景観形成重要建造物の所有者等に対し、保存活用計画に従って保存を図るために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- (4) 現状変更等に係る許可
- ア 認定景観形成重要建造物の所有者等は、当該認定景観形成重要建造物の現状変更等をしようとするときは、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為を除き、知事の許可を受けなければならないものとする。
- イ 知事は、アの許可の申請があった場合において、当該申請の内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、許可をしてはならないものとする。
- ウ 知事は、当該認定景観形成重要建造物の適切な保存のために必要があると認めるときは、アの許可に必要な条件を付することができるものとする。
- エ アの許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならないものとする。
- オ エの変更の許可の手続は、イ及びウの手続に準じて行うものとする。
- (5) 措置命令
- ア 知事は、(4)ア若しくはエの許可に係る行為が当該許可の内容又は(4)ウにより付された許可の条件に適合しないと認めるときは、(4)ア又はエの許可を受けた者に対して、当該行為の停止を命じ、又は期間を定めて是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- イ 知事は、アの命令をしようとするときは、許可に係る行為の停止を命じようとするときを除き、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- (6) 保存活用計画の廃止の届出
- ア 認定景観形成重要建造物の所有者は、保存活用計画を廃止しようとするときは、知事に届け出なければならないものとする。
- イ アの届出があったときは、(1)エに準じた手続を行うものとする。
- (7) 保存活用計画の認定の取消し
- ア 当該景観形成重要建造物の指定が解除されたときは、(1)イの認定は、取り消されたものとみなす。
- イ 知事は、認定景観形成重要建造物の所有者等が(3)の勧告又は(5)アの命令に従わないときは、(1)イの認定を取り消すことができるものとする。
- ウ 認定の取消しの手続は、(1)ウ及びエの手続に準ずるものとする。
- (8) 立入検査等
- 知事は、(1)から(7)までに必要な限度において、認定景観形成重要建造物の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に認定景観形成重要建造物若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

4 景観影響評価

(1) 準備書の作成等

特定建築物等の新築等の行為をしようとする者（以下「特定建築主」という。）は、当該行為が地域の景観に及ぼす影響が著しく小さいときは、景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成等を要しないものとする。

(2) 評価書の作成等

ア 準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合し、かつ、特定建築主が講ずべき措置がないと知事が認める場合は、特定建築主は、景観影響評価書の作成等を要しないものとする。

イ アの場合においては、知事は、特定建築主に対し、評価書の作成を要しない旨を通知するものとする。

(3) 行為の制限等

ア 特定建築主は、(2)アの場合においては、(2)イの通知を受けた日以後でなければ、準備書に記載された行為に着手してはならないものとする。

イ 特定建築主は、(2)アの場合においては、特定建築物等の新築等の行為の実施に当たっては、準備書の内容を尊重し、特定建築物等と地域の景観との調和について適正に配慮しなければならないものとする。

5 建築物等その他の物件の管理

(1) 所有者等の責務

建築物等、広告物等又は自動販売機（景観形成重要建造物等を除く。以下「建築物等その他の物件」という。）の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならないものとする。

(2) 景観形成地区内等の所有者等の義務

景観形成地区又は広域景観形成地域内（以下「景観形成地区内等」という。）の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分を管理不全状態（規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。）とならないよう適切に管理しなければならないものとする。

(3) 指導又は助言

知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

(4) 勧告及び公表

ア 知事は、(3)の指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

イ 知事は、アの勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

(5) 命令及び公表

ア (4)アの勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態（周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。）にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、あらかじめ審議会の意見を聴いて、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

イ 知事は、アの命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(6) 立入検査等

知事は、(3)から(5)までに必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(7) 経費の補助

県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができるものとする。

6 条例の適用除外

(1) 景観法による景観計画等の区域については、景観形成地区の規定、広域景観形成地域の規定（2(1)及び(4)を除く。）及び大規模建築物等の規定は、適用しないものとする。

- (2) 大規模建築物等と地域の景観との調和に関する条例を制定している市町の区域における景観形成地区の規定、広域景観形成地域の規定（2(1)及び(4)を除く。）、大規模建築物等の規定及び特定建築物等の規定の適用については、規則で定めるものとする。
- (3) 神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の区域に存する沿道型広域景観形成地域内における広告物等の表示若しくは設置の行為については、知事への届出を要しないものとする。
- (4) 環境影響評価に関する条例その他景観影響評価に係る手続に相当する手続が定められている法令等の適用を受ける特定建築物等の新築等の行為については、景観影響評価に係る手続の規定は、適用しないものとする。

7 罰則

- (1) 3(5)アの命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 3(4)ア又はエの許可を受けないで認定景観形成重要建造物の現状変更等を行った者は、30万円以下の罰金に処するものとする。
- (3) 3(8)の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処するものとする。
- (4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して(1)から(3)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、(1)から(3)までの罰金刑を科するものとする。

8 その他

- (1) 景観形成地区は、1の市町の区域に存するものに限るものとする。
- (2) 景観形成地区内で建築物等の新築等の届出があった場合において、当該届出をした者に対して行った指導に正当な理由なく従わないときは、当該者（現行大規模建築物等に係る行為の届出者）に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- (3) 景観形成地区又は広域景観形成地域以外の地域内で届出を要する大規模建築物等の改築等の規模は、当該改築等の部分が1(3)ア又はイの区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限るものとする。
- (4) 景観形成地区又は広域景観形成地域以外の地域内で大規模建築物等の新築等の届出があった場合において、当該届出をした者に対して行った指導に正当な理由なく従わないときは、当該者（現行大規模建築物等と地域の景観の調和が特に図られるべき地域に係る届出者）に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。
- (5) その他規定の整備を行う。

9 経過措置

- (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の景観の形成等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）により沿道景観形成地区として指定された景観形成地区のうち当該景観形成地区内に複数の市町の区域が存するもの（(2)において「複数市町景観形成地区」という。）は、改正後の景観の形成等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）により沿道型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなすものとする。
- (2) 複数市町景観形成地区に係る改正前の条例により定められた景観形成基準及び改正前の条例により定められた大規模建築物等景観基準は、改正後の条例により定められた広域景観形成基準とみなすものとする。
- (3) 施行日前に改正前の条例の規定により指定された風景形成地域は、改正後の規定により風景型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなすものとする。
- (4) (3)の風景形成地域について改正前の条例の規定により定められた風景形成基準は、改正後の条例の規定により定められた広域景観形成基準とみなすものとする。
- (5) 施行日前に改正前の条例の規定によりなされた要請、届出その他の手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた手続とみなすものとする。
- (6) 改正後の条例の規定による広域景観形成地域の指定に係る手続は、施行日前においてもすることができるものとする。
- (7) (1)又は(3)で広域景観形成地域とみなされた景観形成地区又は風景形成地域においては、改正後の条例の規定による広域景観形成協議会を組織することができるものとする。
- (8) 屋外広告物条例及び環境影響評価に関する条例について、規定の整備を行う。

●兵庫県の学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数について所要の整備を行うこととした。
- 2 公立大学法人兵庫県立大学の設立により、公の施設としての兵庫県立大学を廃止することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 兵庫県立淡路病院について、施設及び設備の老朽化、医療の高度化及び多様化等に対応するため、次のとおり移転整備し、名称を改めることとした。

- (1) 名称
兵庫県立淡路医療センター
- (2) 位置
洲本市塩屋1丁目
- (3) 診療科目

内科	内科 循環器内科 神経内科
外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科
上記以外の診療科目	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科 歯科口腔外科

- (4) 病床数
441床

- 2 医師の確保等により診療機能の充実を図ることにより、安定的かつ継続的に専門医療等を提供する体制が整ったことに伴い、兵庫県立尼崎病院、兵庫県立塚口病院、兵庫県立がんセンター及び兵庫県災害医療センターの診療科目について所要の整備を行うこととした。

条 例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第5号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「(基準該当通所支援及び指定通所支援の事業の基準)」に改め、同条第1項中「法」という。)の右に「第21条の5の4第1項第2号の規定による条例で定める基準該当通所支援の事業の基準並びに」を加え、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改め、「第54条第2項(省令)の右に「第54条の5、」を、「第71条」の右に「、第71条の4」を加え、同条第2項中「の事業」の右に「又は基準該当通所支援の事業」を加え、「指定通所支援事業者」を「指定通所支援等事業者」に改め、「立った指定通所支援」の右に「又は基準該当通所支援」を加え、同条第3項及び第4項中「指定通所支援事業所」を「指定通所支援等事業所」に改め、同条第5項及び第6項中「指定通所支援事業者」を「指定通所支援等事業者」に改め、「(省令)の右に「第54条の5、」を、「第71条」の右に「、第71条の4」を加え、同条第7項中「指定通所支援事業者」を「指定通所支援等事業者」に改め、同項第2号中「指定通所支援事業所」を「指定通所支援等事業所」に改める。

第18条第2項中「の提供に努めなければ」を「を提供しなければ」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第6号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の26の部(4)の款中「、木工機械整備」を削る。

別表第4の64の部の次に次のように加える。

64の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分	金額
特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定申請手数料	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下この部において「法」という。)第17条第1項の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画(以下この部において「計画」という。)の認定の申請(同条第4項(法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出が含まれる場合に限る。)に対する審査	建築物の床面積の合計に応じ、21の部(1)の款に定める金額に相当する額

備考 特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定申請手数料の額は、次の(1)から(3)までに掲げる場合にあつては、特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定申請手数料の款に定める金額に相当する額にそれぞれ次の(1)から(3)までに掲げる額を加算した額とする。

- (1) 計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る21の部(1)の2の款に掲げる構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に100分の105を乗じて得た額(その額に500円未満の端数があるときはこれを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはこれを1,000円に切り上げる。)
- (2) 計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る21の部(2)の款に掲げる建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額
- (3) 計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る21の部(3)の款に掲げる工作物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額

(道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第2条 道路占用料の徴収等に関する条例(昭和43年兵庫県条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表政令第7条第1号に掲げる物件の款幕(政令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。)の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同款の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	3,100円	1,400円	1,100円
-----------------	------------------	--------	--------	--------

別表政令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料の款中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の款中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設の款中「第7条第6号」を「第7条第8号」に改め、同表政令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場の款中「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「同条第8号」を「同条第10号」に改め、同表政令第7条第10号に掲げる器具の款中「第7条第10号」を「第7条第12号」に改め、同表政令第7条第11号に掲げる施設の款中「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表備考7中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1粒子線治療料の款中「961,000円」を「1,442,000円」に改める。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第4条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の款警察手数料を納めなければならない者の欄中「」を受けた遊技機以外の遊技機」の右に「(以下この部において「未認定遊技機」という。)」を加え、「遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に改め、同款金額の欄を次のように改める。

15,000円
25,000円
<p>15,000円に、2,800円（法第20条第4項に規定する検定（以下この部において「検定」という。）を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この部において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ同条第5項に規定する指定試験機関（以下この部において「指定試験機関」という。）が行う遊技機認定に必要な試験（以下この部において「遊技機試験」という。）を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から8,000円を減じた額）を加算した額</p>
<p>25,000円に、2,800円（特定未認定遊技機がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額）を加算した額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、それぞれ遊</p>

技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額
14,000円
24,000円

別表1の部(9)の款中「2,700円」を「2,200円」に、「2,720円」を「4,340円」に、「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に、「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に、「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同部(10)の款中「6,300円」を「3,900円」に、「18,000円」を「6,300円」に、「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に、「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に、「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に、「1,192,000円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同部(11)の款金額の欄を次のように改める。

43,300円
23,100円
36,300円
23,000円
21,000円
68,300円
30,300円
42,300円
26,300円
42,300円
26,300円
36,300円
19,100円

別表1の部(12)の款中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に、「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「168,200円」を「345,000円」に、「1,810,200円」を「1,628,000円」に、「393,200円」を「486,000円」に、「1,187,200円」を「1,155,000円」に、「343,200円」を「489,000円」に、「1,186,200円」を「1,154,000円」に、「342,200円」を「488,000円」に改め、同部(13)の款警察手数料を納めなければならない者の欄中「遊技機認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に改め、同款金額の欄を次のように改める。

2,400円
5,200円(特定未認定遊技)

機がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た額を加算した額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、それぞれ遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合に係る(9)の款に定める額から8,000円を減じた額)を加算した額

別表1の部備考1中「9,300円」を「8,600円」に改め、同部備考2中「7,400円」を「6,800円」に改め、同部備考4中「同時に」の右に「当該遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「14,300円」に改め、同部備考4を同部備考6とし、同部備考3中「遊技機認定を受けようとする者」を「遊技機試験を受けた遊技機及び検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機について遊技機認定を受けようとする者」に改め、「同時に」の右に「当該遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,700円」を「8,000円」に改め、同部備考3を同部備考5とし、同部備考2の次に次のように加える。

- 3 遊技機試験を受けた遊技機について遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、無料とする。
- 4 検定を受けた型式に属する遊技機(遊技機試験を受けたものを除く。)について遊技機認定を受けようとする者が同時に当該遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について遊技機認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る遊技機認定申請手数料の額は、40円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の26の部(4)の款の改正規定は、公布の日から施行する。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表3の部及び4の部を次のように改める。

3 児童福祉法に基づく事務

事務	市町
児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	神戸市

<p>(1) 法第21条の5の25第2項から第4項まで(法第24条の19の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務(当該指定に係る全ての障害児通所支援事業所又は障害児入所施設が1の市の区域に存する指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者に係るものに限る。(2)から(6)までにおいて同じ。)</p> <p>(2) 法第21条の5の26第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による命令、出頭の要求及び立入検査に関する事務</p> <p>(3) 法第21条の5の27第1項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による勧告に関する事務</p> <p>(4) 法第21条の5の27第2項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による公表に関する事務</p> <p>(5) 法第21条の5の27第3項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による命令に関する事務</p> <p>(6) 法第21条の5の27第4項(法第24条の19の2において準用する場合を含む。)の規定による公示に関する事務</p>	
---	--

4 削除

本則の表6の部の次に次のように加える。

6の2 母体保護法に基づく事務

事務	市町
<p>母体保護法(昭和23年法律第156号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第15条第1項の規定による指定に関する事務</p> <p>(2) 法第39条第2項の規定による指定の取消しに関する事務</p> <p>(3) 母体保護法施行令(昭和24年政令第16号。以下この部において「政令」という。)第1条第1項の規定による指定証の交付に関する事務</p> <p>(4) 政令第1条第2項の規定による標識の交付に関する事務</p> <p>(5) 政令第2条の規定による名簿の作成に関する事務</p> <p>(6) 政令第3条の規定による指定証の訂正及び交付に関する事務</p> <p>(7) 政令第4条第1項の規定による通知に関する事務</p> <p>(8) 政令第4条第2項の規定による名簿の写しの送付に関する事務</p> <p>(9) 政令第5条の規定による指定証又は標識(以下のこの部において「指定証等」という。)の再交付に関する事務</p> <p>(10) 母体保護法施行規則(昭和27年厚生省令第32号。以下この部において「省令」という。)第13条第1項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(11) 省令第13条第2項の規定による名簿の抹消に関する事務</p> <p>(12) 省令第14条第3項の規定による指定証等の返納の受理に関する事務</p> <p>(13) 省令第15条第1項の規定による申請書の受理に関する事務</p> <p>(14) 省令第15条第2項の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>(15) 省令第15条第4項の規定による指定の取消しに関する事務</p> <p>(16) 省令第15条第5項の規定による名簿の抹消に関する事務</p> <p>(17) 省令第15条第6項の規定による指定証等の返納の受理に関する事務</p>	神戸市

本則の表24の部の次に次のように加える。

24の2 農地法に基づく事務

事務	市町

農地法（昭和27年法律第229号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第18条第1項の規定による許可に関する事務 (2) 法第18条第3項の規定による意見の聴取に関する事務	神戸市
--	-----

本則の表27の部事務の欄(3)の次に次のように加える。

(4) 法第47条の2第2項の規定による(3)に掲げる事務に伴う損失補償に関する事務

本則の表33の部市町の欄中「各市町（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）」を「各町」に改め、同表39の部を次のように改める。

39 薬事法に基づく事務

事務	市町
(1) 薬事法（昭和35年法律第145号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第39条第1項の規定による許可に関する事務 イ 法第39条第4項の規定による許可の更新に関する事務	神戸市
(2) 法に基づく事務のうち、法第39条の3第1項の規定による届出の受理に関する事務	神戸市、姫路市、 尼崎市及び西宮市
(3) 法に基づく事務のうち、法第40条第1項において準用する法第10条の規定による届出の受理に関する事務	神戸市
(4) 法に基づく事務のうち、法第40条第2項において準用する法第10条の規定による届出の受理に関する事務	神戸市、姫路市、 尼崎市及び西宮市
(5) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第69条第2項の規定による報告の徴収並びに立入検査及び質問に関する事務（法第39条第1項又は第39条の3第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。ウ、エ及びカにおいて同じ。） イ 法第70条第1項の規定による命令に関する事務（医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。オにおいて同じ。） ウ 法第72条第4項の規定による命令及び禁止に関する事務 エ 法第72条の4第1項又は第2項の規定による命令に関する事務 オ 法第73条の規定による命令に関する事務 カ 法第75条第1項の規定による許可の取消し又は命令に関する事務 キ 薬事法施行令（昭和36年政令第11号。以下この部において「政令」という。）第44条の規定による許可証の交付に関する事務（法第39条第1項の医療機器の販売業者又は賃貸業者に係るものに限る。クからシまでにおいて同じ。） ク 政令第45条第1項の規定による許可証の書換え交付に関する事務 ケ 政令第46条第1項の規定による許可証の再交付に関する事務 コ 政令第46条第3項の規定による許可証の返納の受理に関する事務 サ 政令第47条の規定による許可証の返納の受理に関する事務 シ 政令第48条の規定による許可台帳の備付けに関する事務	神戸市
(6) 法に基づく事務のうち、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この部において「省令」という。）の規定により知事に提出される書類の受理又は省令の規定により知事が作成する書類の交付に関する事務であって別に規則で定めるもの	神戸市、姫路市、 尼崎市及び西宮市

本則の表40の部(2)の項市町の欄中「西宮市」の右に「、伊丹市」を加え、同項を同部(5)の項とし、同項の前に次のように加える。

(3) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第20条第1項の規定による指定に関する事務 イ 法第20条第2項の規定による指定の解除に関する事務	伊丹市
(4) 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第21条第2項の規定による勧告に関する事務 イ 法第22条第1項の規定による命令に関する事務 ウ 法第22条第2項の規定による命令に関する事務 エ 宅地造成等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下この部において「省令」という。)第30条の規定による書面の交付に関する事務 オ 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	伊丹市、川西市及び三田市

本則の表40の部(1)の項事務の欄中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。)及び法の施行のための規則」を「法」に改め、同欄ニからハマまでを削り、同項市町の欄中「川西市」を「伊丹市、川西市」に改め、同項を同部(2)の項とし、同部事務の項の次に次のように加える。

(1) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第3条第1項の規定による指定に関する事務 イ 法第3条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による公示、報告及び通知に関する事務 ウ 法第4条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による測量又は調査に関する事務 エ 法第4条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務 オ 法第4条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による告知に関する事務 カ 法第5条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可に関する事務 キ 法第5条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務 ク 法第5条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知に関する事務 ケ 法第7条第1項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による損失補償に関する事務 コ 法第7条第2項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関する事務 サ 法第7条第3項(法第20条第3項において準用する場合を含む。)の規定による申請に関する事務	伊丹市
--	-----

本則の表41の部事務の欄(2)の次に次のように加える。

- (3) 法第46条の2第1項の規定による命令に関する事務
- (4) 法第46条の2第2項の規定による(3)に掲げる事務に伴う損失補償に関する事務

本則の表50の部(1)の項市町の欄及び(2)の項市町の欄中「西宮市」の右に「、芦屋市」を加え、同表51の部を次のように改める。

51 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

事務	市町
----	----

<p>(1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第16条の2第2項の規定による命令に関する事務(法第38条の3の規定による届出があった液化石油ガス設備工事に係るものに限る。) イ 法第38条の3の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>各市町</p>
<p>(2) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第82条第1項の規定による報告の徴収に関する事務(法第2条第7項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。イ並びに(4)ア及びイにおいて同じ。) イ 法第83条第1項の規定による立入検査、質問及び収去に関する事務</p>	<p>各町</p>
<p>(3) 法に基づく事務のうち、法第83条第3項の規定による特定液化石油ガス設備工事の施工場所その他その業務を行う場所への立入検査及び質問に関する事務((1)アに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>各市町</p>
<p>(4) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第83条の2第1項の規定による命令に関する事務 イ 法第83条の2第2項の規定によるアに掲げる事務に伴う損失補償に関する事務</p>	<p>各町</p>

本則の表51の部の次に次のように加える。

51の2 大気汚染防止法に基づく事務

事務	市町
<p>(1) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、法第2条第1項に規定するばい煙の排出の規制及び同条第9項に規定する特定粉じんに関する規制に係る次に掲げるもの(工場に係るものに限る。) ア 法第6条第1項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第7条第1項の規定による届出の受理に関する事務 ウ 法第8条第1項の規定による届出の受理に関する事務 エ 法第9条の規定による命令に関する事務 オ 法第9条の2の規定による命令に関する事務 カ 法第10条第2項(法第18条の13第1項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮に関する事務 キ 法第11条(法第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務 ク 法第12条第3項(法第18条の13第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関する事務 ケ 法第14条第1項又は第3項の規定による命令に関する事務 コ 法第15条第1項の規定による勧告に関する事務 サ 法第15条第2項の規定による命令に関する事務 シ 法第15条の2第1項の規定による勧告に関する事務 ス 法第15条の2第2項の規定による命令に関する事務 セ 法第18条の6第1項又は第3項の規定による届出の受理に関する事務 ソ 法第18条の7第1項の規定による届出の受理に関する事務 タ 法第18条の8の規定による命令に関する事務 チ 法第18条の11の規定による命令に関する事務 ツ 法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務</p>	<p>明石市</p>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> テ 法第18条の16の規定による命令に関する事務 ト 法第18条の18の規定による命令に関する事務 ナ 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第23条第2項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関する事務 ニ 法第27条第3項の規定による通知の受理に関する事務 ヌ 法第27条第4項の規定による要請に関する事務 ネ 法第27条第5項の規定による通知の受理に関する事務 ノ 法第27条第6項の規定による協議に関する事務 ハ 法第28条第2項の規定による協力の要請及び意見の申述に関する事務 (2) 法に基づく事務のうち、法第2条第5項に規定する揮発性有機化合物の排出の規制に係る次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> ア 法第17条の5第1項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第17条の6第1項の規定による届出の受理に関する事務 ウ 法第17条の7第1項の規定による届出の受理に関する事務 エ 法第17条の8の規定による命令に関する事務 オ 法第17条の11の規定による命令に関する事務 カ 法第17条の13第1項において準用する法第10条第2項の規定による期間の短縮に関する事務 キ 法第17条の13第2項において準用する法第11条の規定による届出の受理に関する事務 ク 法第17条の13第2項において準用する法第12条第3項の規定による届出の受理に関する事務 ケ 法第26条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査(法第23条第2項の規定による権限の行使に関し必要と認められる場合における報告の徴収及び立入検査を除く。)に関する事務 コ 法第27条第3項の規定による通知の受理に関する事務 サ 法第27条第4項の規定による要請に関する事務 シ 法第27条第5項の規定による通知の受理に関する事務 ス 法第27条第6項の規定による協議に関する事務 セ 法第28条第2項の規定による協力の要請及び意見の申述に関する事務 (3) 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの(工場に係るものに限る。) <ul style="list-style-type: none"> ア 法附則第10項の規定による勧告に関する事務 イ 法附則第11項の規定による報告の徴収に関する事務 | |
|--|--|

本則の表57の部事務の欄(3)の次に次のように加える。

- (4) 法第42条第3項の規定による(3)に掲げる事務に伴う損失補償に関する事務

本則の表59の部事務の欄(3)中「又は第2項」を「から第3項まで」に改め、同欄(4)中「動物取扱業者登録簿」を「第一種動物取扱業者登録簿」に改め、同欄(5)中「第16条第1項」の右に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同欄中(19)を(24)とし、(14)から(18)までを(19)から(23)までとし、(19)の前に次のように加える。

- (18) 法第25条第3項の規定による命令又は勧告に関する事務

本則の表59の部事務の欄中(13)を(17)とし、(12)を(16)とし、(16)の前に次のように加える。

- (14) 法第24条の2の規定による届出の受理に関する事務

- (15) 法第24条の3第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務

本則の表59の部事務の欄(11)中「第24条第1項」の右に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同欄(11)を同欄(13)とし、同欄(10)中「第23条第3項」の右に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同欄(10)を同欄(12)とし、同欄(9)中「第23条第1項」の右に「(法第24条の4において準用する場合を含む。)」を加え、同欄(9)を同欄(11)とし、同欄(8)の次に次のように加える。

(9) 法第22条の6第2項の規定による届出の受理に関する事務

(10) 法第22条の6第3項の規定による命令に関する事務

本則の表63の部事務の欄中(13)を(14)とし、(3)から(12)までを(4)から(13)までとし、(2)の次に次のように加える。

(3) 法第5条第4項ただし書の規定による通知に関する事務

本則の表63の部事務の欄(14)の次に次のように加える。

(15) 法第53条第1項の規定による報告の徴収に関する事務((1)から(14)までに掲げる事務に係るものに限る。(16)において同じ。)

(16) 法第53条第2項の規定による立入検査及び質問に関する事務

本則の表中67の2の部を67の2の2の部とし、67の部の次に次のように加える。

67の2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務

事務	市町
ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第12条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法第13条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務 (3) 法第14条第1項の規定による届出の受理に関する事務 (4) 法第15条の規定による命令に関する事務 (5) 法第16条の規定による命令に関する事務 (6) 法第17条第2項の規定による期間の短縮に関する事務 (7) 法第18条の規定による届出の受理に関する事務 (8) 法第19条第3項の規定による届出の受理に関する事務 (9) 法第22条第1項又は第3項の規定による命令に関する事務 (10) 法第23条第2項の規定による通報の受理に関する事務 (11) 法第23条第3項の規定による命令に関する事務 (12) 法第23条第4項の規定による報告に関する事務 (13) 法第26条第1項の規定による常時監視に関する事務 (14) 法第26条第2項の規定による報告に関する事務 (15) 法第27条第1項の規定による調査測定に関する事務 (16) 法第27条第2項の規定による送付に係る結果の受理に関する事務 (17) 法第27条第3項の規定による結果の公表に関する事務 (18) 法第27条第4項の規定による調査測定及び集取に関する事務 (19) 法第28条第3項の規定による報告の受理に関する事務 (20) 法第28条第4項の規定による結果の公表に関する事務 (21) 法第34条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事務 (22) 法第35条第2項の規定による通知の受理に関する事務 (23) 法第35条第3項の規定による要請に関する事務 (24) 法第35条第4項の規定による通知の受理に関する事務 (25) 法第35条第5項の規定による協議に関する事務 (26) 法第36条第2項の規定による協力の要請及び意見の申述に関する事務	明石市

本則の表67の5の部を次のように改める。

67の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務

事務	市町
(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの ア 法第12条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務 イ 法第12条第3項の規定による命令に関する事務	各町

(2) 法に基づく事務のうち、法第17条第5項（法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る法第2条第16号に規定する特定建築物の敷地に関する地域地区等の調査に関する事務	各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び三田市を除く。）
(3) 法に基づく事務のうち、法第53条第2項の規定による報告の徴収、立入検査及び質問に関する事務	各町

本則の表中67の7の部を67の8の部とし、67の6の部の次に次のように加える。

67の7 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律に基づく事務

事務	市町
動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法附則第3条第2項の規定による届出の受理に関する事務 (2) 法附則第8条第1項の規定による届出の受理に関する事務	姫路市、尼崎市及び西宮市

本則の表72の部市町の欄中「神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市」を「各市」に改め、同表80の部(1)の項セ中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業（動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項に規定する第一種動物取扱業及び同法第24条の2に規定する第二種動物取扱業をいう。以下この部において同じ。）」に改め、同部(2)の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業及び第二種動物取扱業」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 本則の表6の部の次に次のように加える改正規定 平成26年4月1日
- (2) 本則の表40の部(2)の項市町の欄の改正規定、同項を同部(5)の項とし、同項の前に次のように加える改正規定、同部(1)の項事務の欄の改正規定、同欄ニからハマまでを削る改正規定、同項市町の欄の改正規定及び同項を同部(2)の項とし、同部事務の項の次に次のように加える改正規定 平成27年4月1日
- (3) 本則の表50の部(1)の項市町の欄及び(2)の項市町の欄の改正規定 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条第1項の規定に基づき芦屋市が定める条例の施行の日
- (4) 本則の表59の部事務の欄(3)から(5)までの改正規定、同欄中(19)を(24)とし、(14)から(18)までを(19)から(23)までとし、(19)の前に次のように加える改正規定、同欄中(13)を(17)とし、(12)を(16)とし、(16)の前に次のように加える改正規定、同欄(11)の改正規定、同欄(11)を同欄(13)とする改正規定、同欄(10)の改正規定、同欄(10)を同欄(12)とする改正規定、同欄(9)の改正規定、同欄(9)を同欄(11)とし、同欄(8)の次に次のように加える改正規定、同表中67の7の部を67の8の部とし、67の6の部の次に次のように加える改正規定並びに同表80の部(1)の項セ及び(2)の項の改正規定 平成25年9月1日

（経過措置）

2 この条例（前項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 8 号

兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例

(兵庫県職員定数条例の一部改正)

第 1 条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「6,691人」を「6,610人」に、「437人」を「428人」に、「12,777人」を「12,782人」に、「11,832人」を「11,842人」に、「945人」を「940人」に、「20,064人」を「19,979人」に改める。

(企業庁職員定数条例の一部改正)

第 2 条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「186人」を「183人」に改める。

(兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正)

第 3 条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「5,472人」を「5,605人」に改める。

附 則

この条例は、平成25年 4月 1 日から施行する。



公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第 9 号

公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 兵庫県公立大学法人評価委員会（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 条例で定める重要な財産（第 9 条）
- 第 4 章 条例で定める県の内部組織（第10条）
- 第 5 章 兵庫県立大学附属高等学校等の設置（第11条—第13条）
- 第 6 章 雑則（第14条）

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公立大学法人兵庫県立大学の設立に関する事項、地方独立行政法人法（平成15年法律第 118号。以下「法」という。）第11条第 3 項、第44条第 1 項及び第59条第 2 項の規定により条例に委任された事項その他必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第 2 条 県は、兵庫県立大学に係る業務を行わせるため、法第59条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人として、公立大学法人兵庫県立大学（以下「大学法人」という。）を設立する。

第 2 章 兵庫県公立大学法人評価委員会

(名称)

第 3 条 法第11条第 1 項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

(組織)

第 4 条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下この章において「委員会」という。）は、委員 5 人以内で組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第3章 条例で定める重要な財産

第9条 大学法人の財産で、譲渡し又は担保に供しようとするときに法第44条第1項の規定により知事の認可を受けなければならないものとされる同項に規定する条例で定める重要な財産は、その予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡する場合又は担保に供する場合にあっては、その適正な見積価額）が1億円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）又は動産とする。

第4章 条例で定める県の内部組織

第10条 県の内部組織で、その職員が法第59条第2項の規定により大学法人の職員になるものとされる同項に規定する条例で定めるものは、附則第2項の規定による廃止前の兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例（平成16年兵庫県条例第18号）第1条に規定する兵庫県立大学（同条例第8条に規定する兵庫県立大学附属高等学校及び兵庫県立大学附属中学校を除く。）とする。

第5章 兵庫県立大学附属高等学校等の設置

(設置)

第11条 県は、大学法人が設置する兵庫県立大学との緊密な連携の下に、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて高度な普通教育及び専門教育を施すため、次の表のとおり兵庫県立高等学校（以下「高等学校」という。）を置く。

名称	位置
兵庫県立大学附属高等学校	赤穂郡上郡町光都3丁目

2 県は、大学法人が設置する兵庫県立大学との緊密な連携の下に、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を高等学校における教育と一貫して施すため、次の表のとおり兵庫県立中学校（以下「中学校」という。）を置く。

名称	位置
兵庫県立大学附属中学校	赤穂郡上郡町光都3丁目

(授業料等)

第12条 高等学校の授業料、入学考査料及び入学料並びに中学校の入学考査料の徴収については、兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 前2条に定めるもののほか、高等学校及び中学校の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第6章 雑則

第14条 この条例（前章の規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の廃止)
- 2 兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に附則第10項の規定による改正前の附属機関設置条例(昭和36年兵庫県条例第20号)第1条第1項に規定する兵庫県立大学評価委員会(以下「旧委員会」という。)の委員に委嘱されている者は、第5条第1項の規定により兵庫県公立大学法人評価委員会(以下「新委員会」という。)の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、旧委員会の委員として委嘱された日から起算する。
- 4 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長である者は、第6条第2項の規定により新委員会の委員長として定められたものとみなす。
- 5 法第59条第2項の規定により大学法人の職員となる者に対しては、職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号)又は公立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第51号)の規定による退職手当は、支給しない。
(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 6 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。
第1条第9号の5を同条第9号の6とし、同条第9号の4の次に次の1号を加える。
(9)の5 公立大学法人評価委員会
第1条第44号の5及び第44号の6を削る。
別表第1公益認定等委員会の項の次に次のように加える。

公立大学法人評価委員会	委員長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第1 兵庫県立大学評価委員会の項を削る。
別表第2 公益認定等委員会の委員及び専門委員の項の次に次のように加える。

公立大学法人評価委員会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------	---------------------

- 別表第2 兵庫県立大学評価委員会の委員の項を削る。
(職員の給与等に関する条例の一部改正)
- 7 職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)の一部を次のように改正する。
第41条第2項ただし書中「兵庫県立大学以外の」を削る。
(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)
- 8 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年兵庫県条例第43号)の一部を次のように改正する。
第1条中「県職員条例」を「給与条例」に改め、「及び公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員条例」という。)第21条第2項」を削る。
第2条中「次に掲げる者」を「給与条例第2条に規定する職員のうち、知事、議会並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項各号及び同条第2項第2号から第5号までに掲げる執行機関の事務部に勤務するもの(兵庫県立学校に勤務するものを除く。)」に改め、同条各号を削る。
第3条中「県職員条例」を「給与条例」に改め、「及び教育職員条例第21条第2項」を削る。
第32条の3第1項ただし書中「県職員条例」を「給与条例」に改め、「又は教育職員条例第20条」を削る。
(公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部改正)
- 9 公立学校教育職員等の給与に関する条例(昭和35年兵庫県条例第45号)の一部を次のように改正する。
第8条第1項第1号を削り、同項第2号中「別表第2」を「別表第1」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「、第13条」を削り、「すべて」を「全て」に改める。
第13条を次のように改める。
第13条 削除
第13条の3中「第8条第1項第2号」を「第8条第1項第1号」に、「同項第3号」を「同項第2号」に改

める。

第20条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とする。

第27条の2第1項中「又は学長等」を削り、同条第2項中「(学長等にあつては、18,000円)」を削る。

第28条第2項中「(大学教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの(人事委員会規則で定める職員に限る。第29条において「特定幹部職員」という。))にあつては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額、学長等にあつては6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」と)を削り、同条第5項中「及び第13条に規定する職員」を削る。

第29条第2項中「知事又は」を削り、同項第1号中「次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5を乗じて得た額の総額」に改め、同号ア及びイを削り、同項第2号中「(特定幹部職員にあつては、100分の42.5)」を削る。

第30条の2を削る。

第30条の3中「第30条」を「前条」に改め、同条を第30条の2とする。

第42条及び第43条第2項中「知事又は」を削る。

附則第16項中「当分の間」を「平成25年3月31日までの間」に改める。

附則第26項第1号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第2号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第3号中アを削り、イをアとし、ウをイとし、同項第4号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

(附属機関設置条例の一部改正)

- 10 附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表兵庫県立大学評価委員会の項を削る。

(兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

- 11 兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

第1条中「、研修料、研究料、公開講座受講料、学位論文審査料」を削る。

第2条第2項中「並びに兵庫県立大学(以下「大学」という。)の科目等履修生、聴講生及び研究生(以下「科目等履修生等」という。))」を削り、同条第3項を削る。

第3条の3から第4条までを削り、第3条の2を第4条とする。

第5条を削る。

第5条の2中「高等学校、兵庫県立中等教育学校」を「高等学校及び兵庫県立中等教育学校」に改め、「及び大学」を削り、「、中等教育学校又は大学」を「又は中等教育学校」に改め、同条を第5条とする。

第7条を削り、第6条の2を第7条とする。

第7条の2から第8条までを削り、第9条を第8条とする。

第9条の2第1項中「第3条の2」を「第4条」に改め、同条を第9条とする。

第9条の3から第10条までを削り、第10条の2を第10条とする。

第11条の見出し中「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改め、同条第1項中「知事又は」を削り、「、受講料及び研修料」を「及び受講料」に改める。

第12条中「並びに大学の科目等履修生及び聴講生」、「(大学の学部に係るものを除く。)」及び「、研修料、研究料、公開講座受講料、学位論文審査料」を削る。

第13条中「知事又は」を削る。

別表中「一第8条」を「、第7条」に改め、同表大学の項を削り、同表備考1中「、学部から引き続き当該大学の大学院に入学する者及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第1項第1号又は第155条第1項各号に該当する者に対して大学が別に定めるところにより実施する選考により入学の許可を受けた外国人」を削り、同表備考3を削る。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 12 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の3第2項中「若しくは同項第2号に規定する特定公庫等職員」を「、同項第2号に規定する特定

公庫等職員若しくは第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」に、「又は同項第2号に規定する特定公庫等職員」を「、同項第2号に規定する特定公庫等職員又は第9条の3第1項に規定する公立大学法人役員」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 第9条の3第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する公立大学法人役員としての引き続きいた在職期間

(7) 第9条の3第2項に規定する場合における同条第1項に規定する公立大学法人役員としての引き続きいた在職期間

第7条の3第3項中「第6号」を「第8号」に改める。

第9条第5項第2号中「に規定する公庫等」の右に「及び公立大学法人兵庫県立大学（以下「公立大学法人」という。）」を加える。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（公立大学法人役員として在職した後引き続き職員となった者の在職期間の計算）

第9条の3 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公立大学法人の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公立大学法人役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公立大学法人役員として在職した後引き続き再び職員となった者の第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 公立大学法人役員が、公立大学法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の第9条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の公立大学法人役員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における公立大学法人役員としての在職期間の計算については、第9条（第5項を除く。）の規定を準用する。

第16条に次の1項を加える。

4 職員が第9条の3第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き公立大学法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続き公立大学法人役員となった場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正）

13 公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「(大学の職員については、知事が定めるもの。以下同じ。)」を削る。

第6条中「(大学の職員については、知事。以下同じ。)」を削る。

第7条の3第2項中「若しくは同項第2号に規定する特定公庫等職員」を「、同項第2号に規定する特定公庫等職員若しくは第9条第1項に規定する公立大学法人役員」に、「又は同項第2号に規定する特定公庫等職員」を「、同項第2号に規定する特定公庫等職員又は第9条第1項に規定する公立大学法人役員」に改め、同項第6号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 第9条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する公立大学法人役員としての引き続きいた在職期間

(7) 第9条第2項に規定する場合における同条第1項に規定する公立大学法人役員としての引き続きいた在職期間

第7条の3第3項中「第6号」を「第8号」に改める。

第8条第5項第2号中「に規定する公庫等」の右に「及び公立大学法人兵庫県立大学（以下「公立大学法人」という。）」を加える。

第9条を次のように改める。

（公立大学法人役員として在職した後引き続き職員となった者の在職期間の計算）

第9条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き公立大学法人の役員（常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公立大学法人役員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き公立大学法人役員として在職した後引き続き再び職員となった者の第8条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 公立大学法人役員が、公立大学法人の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合におけるその者の第8条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、そ

の者の公立大学法人役員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前2項の場合における公立大学法人役員としての在職期間の計算については、第8条（第5項を除く。）の規定を準用する。

第14条に次の1項を加える。

- 4 職員が第9条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて公立大学法人役員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて公立大学法人役員となった場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

- 14 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和39年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第4条第2項中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第5条第2項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第6条ただし書中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第8条の2第1項中「規則」を「教育委員会規則」に、「知事」を「教育委員会」に改める。

第14条第2項第2号中「知事」を「教育委員会」に改める。

第15条第3項中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第20条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第23条中「実施機関」を「教育委員会」に改める。

第24条中「県立大学の学校医に関しては知事が、県立大学以外の県立学校の学校医等に関しては」を削る。

附則第1条の2第1項及び第2条の2中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

（職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例の一部改正）

- 15 職員の自己啓発及び社会貢献のための休業に関する条例（平成4年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条中「及び第9条の2第1項から第3項まで」を「、第9条の2第1項から第3項まで及び第9条の3第1項から第3項まで」に、「及び第8条の2第1項から第3項まで」を「、第8条の2第1項から第3項まで及び第9条第1項から第3項まで」に改める。

（個人情報の保護に関する条例の一部改正）

- 16 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条の2」に改める。

第1条中「県の」を削る。

第2条第2号中「並びに公営企業」を「、公営企業」に改め、「管理者」の右に「並びに公立大学法人兵庫県立大学（以下「兵庫県立大学」という。）」を加え、同条第5号中「職員が職務上」を「職員（兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第13条第3項第1号中「県の」を「実施機関の」に改め、同条第4項中「第2項各号」を「同項各号」に改める。

第15条第2項中「含む。」の右に「次条第7号を除き、」を加える。

第16条第7号オ中「国若しくは」を削る。

第2章第6節中第42条の前に次の1条を加える。

（兵庫県立大学に対する異議申立て）

第41条の2 兵庫県立大学がした開示決定等（第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。次条（第2号を除く。）において同じ。）、訂正決定等（第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。次条（第3号を除く。）において同じ。）又は利用停止決定等（第40条第3項又は前条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。次条（第4号を除く。）において同じ。）について不服がある者は、兵庫県立大学に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

第42条中「（第21条第3項又は第22条第3項の規定により不開示決定があったものとみなされる場合を含む。）」、「（第32条第3項又は第33条第3項の規定により不訂正決定があったものとみなされる場合を含む。）」、

「(第40条第3項又は前条第3項の規定により利用不停止決定があったものとみなされる場合を含む。)」及び「(昭和37年法律第160号)」を削る。

第63条中「法人のうち」を「法人(兵庫県立大学を除く。)のうち県の」に改める。

(個人情報の保護に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

17 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に前項の規定による改正前の個人情報の保護に関する条例(次項において「改正前の個人情報保護条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、前項の規定による改正後の個人情報の保護に関する条例(次項において「改正後の個人情報保護条例」という。)の規定により大学法人がした処分その他の行為とみなす。

18 施行日前に改正前の個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の個人情報保護条例の規定により大学法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(情報公開条例の一部改正)

19 情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条の2」に改める。

第1条第1項中「並びに公営企業」を「、公営企業」に改め、「管理者」の右に「並びに公立大学法人兵庫県立大学(以下「兵庫県立大学」という。)」を加え、同条第2項中「、実施機関の職員」の右に「(兵庫県立大学の役員を含む。以下同じ。)」を加える。

第6条第6号オ中「国若しくは」を削る。

第3章第1節中第17条の前に次の1条を加える。

(兵庫県立大学に対する異議申立て)

第16条の2 兵庫県立大学がした公開決定等(第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。次条(第2号を除く。)において同じ。)について不服がある者は、兵庫県立大学に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により異議申立てをすることができる。

第17条中「(第11条第3項又は第12条第3項の規定により非公開決定があったものとみなされる場合を含む。)」及び「(昭和37年法律第160号)」を削る。

第31条第1項中「法人であって」を「法人(兵庫県立大学を除く。)であって県の」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第2項中「実施機関」を「県の実施機関」に改める。

(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

20 施行日前に前項の規定による改正前の情報公開条例(次項において「改正前の情報公開条例」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、前項の規定による改正後の情報公開条例(次項において「改正後の情報公開条例」という。)の規定により大学法人がした処分その他の行為とみなす。

21 施行日前に改正前の情報公開条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で施行日以後大学法人が処理することとなる事務に係るものについては、改正後の情報公開条例の規定により大学法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

22 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4の13の部(9)の款を削り、同部(10)の款を同部(9)の款とし、同部(11)の款から(15)の款までを同部(10)の款から(14)の款までとし、同部備考を削る。

(職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

23 職員の退職手当に関する条例及び公立学校職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第6項並びに」を「第6項、」に改め、「第3項まで」の右に「並びに第9条の3第1項及び第2項」を加え、「第6号」を「第8号」に改める。

附則第4項中「第6項並びに」を「第6項、」に改め、「第3項まで」の右に「並びに第9条第1項及び第2項」を加え、「第6号」を「第8号」に改め、「(大学の職員については、知事)」を削る。

附則第9項中「(大学の職員については、知事。以下同じ。)」を削る。



障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

- (1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和39年兵庫県条例第45号）第8条の2第1項第2号
- (2) 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和41年兵庫県条例第21号）第3条第5号から第7号まで
- (3) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）第10条の2第2号
- (4) 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（昭和44年兵庫県条例第36号）第4条第1項
- (5) 兵庫県障害福祉審議会条例（昭和46年兵庫県条例第25号）第2条第3号及び第10条
- (6) 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成24年兵庫県条例第33号）附則第4項

第2条 次に掲げる条例の規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

- (1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第8条の2第1項第2号
- (2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号
- (3) 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例附則第4項

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表67の4の部中「障害者自立支援法等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等」に改め、同部(1)の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(障害者自立支援特別対策事業基金条例の一部改正)

第4条 障害者自立支援特別対策事業基金条例（平成19年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県は、」の右に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の」を加える。

(法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部改正)

第5条 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（平成24年兵庫県条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「障害者自立支援法関係」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係」に改める。

「第5節 障害者自立支援法関係」を「第5節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係」に改める。

第10条第1項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第11条第1項及び第2項中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

第12条第1項中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第13条第1項中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改める。

第14条第1項中「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

第15条第1項中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

第16条第1項中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成26年4月1日から施行する。



公衆浴場法基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第11号

公衆浴場法基準条例等の一部を改正する条例

(公衆浴場法基準条例の一部改正)

第1条 公衆浴場法基準条例(昭和39年兵庫県条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条第1項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に、「条例で定める一般公衆浴場」を「一般公衆浴場及びその他の公衆浴場」に、「の基準は、次のとおりとする」を「は、規則で定める基準による」に改め、同項各号並びに同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「から第3項まで」を削り、「あるとき、又は」を「ある場合、」に、「あり」を「ある場合又は浴槽内の湯水を使用しない等特殊な入浴の形態のためこれにより難しい場合であつて、かつ、」に、「場合においては」を「ときは」に改め、同項を同条第3項とする。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例(昭和39年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

(営業施設の構造設備の基準)

第2条 政令第1条各項の営業施設の構造設備は、規則で定める基準による。

第3条から第5条まで 削除

第6条中「から第4条まで」を削る。

第7条中「から第5条まで」を削り、「これらの」を「当該」に改める。

第9条第1項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改め、「条例で定める」を削り、「の基準は、次のとおりとする」を「は、規則で定める基準による」に改め、同項各号を削る。

(興行場法施行条例の一部改正)

第3条 興行場法施行条例(昭和59年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

本則(第3条第2項及び第8条を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

法第2条第2項の興行場の設置の場所及び構造設備は、規則で定める基準による。

第3条第2項を削り、同条第3項中「第1項及び」を削り、同項を同条第2項とする。

第8条中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改め、「条例で定める」を削り、「の基準は、次のとおりとする」を「は、規則で定める基準による」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



准看護師試験委員に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第12号

准看護師試験委員に関する条例を廃止する等の条例

(准看護師試験委員に関する条例の廃止)

第1条 准看護師試験委員に関する条例(昭和36年兵庫県条例第5号)は、廃止する。

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条第16号から第20号までを次のように改める。

(16)から(20)まで 削除

別表第1 准看護師試験委員の項及び別表第2 准看護師試験委員の項を削る。

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第3条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表35の部から37の部までを次のように改める。

35から37まで 削除

本則の表47の部から49の部までを次のように改める。

47から49まで 削除

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第4条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3の5の部を次のように改める。

5 削除

別表第4の10の部(1)の款から(3)の款までを削り、同部(4)の款中「政令」を「保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令第386号。以下この部において「政令」という。)」に改め、同款を同部(1)の款とし、同部(5)の款から(8)の款までを同部(2)の款から(5)の款までとし、同部(9)の款から(12)の款までを削る。

別表第4の39の部を次のように改める。

39 削除

別表第4の46の部を次のように改める。

46 削除

附 則

この条例は、関西広域連合規約(平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可)附則第3項に規定する広域連合長が定める日(同規約第4条第1項第7号に規定する事務に係るものに限る。)の翌日から施行する。



産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第13号

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

産業の集積による経済及び雇用の活性化に関する条例(平成14年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改め、同条第9号中「又は構造改革特別事業」を「構造改革特別事業、高度業務事業又は再活性化事業(以下「新規成長事業等」という。)」に改め、同号を同条第11号とし、同条第8号中「新産業創造拠点地区、国際経済拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区又は構造改革特別地区」を「拠点地区」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「又は構造改革特別

地区」を「構造改革特別地区、都市再生高度業務地区又は工場跡地等再生促進地区」に改め、同号を同条第9号とし、同条第6号の次に次の2号を加える。

(7) 都市再生高度業務地区 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域のうち、市街地における低未利用地（未利用地（いずれの業務の用にも供されていない土地をいう。次号において同じ。）又は低利用地（当該土地に存する建築物の延べ面積の当該土地の面積に対する割合その他の状況から判断して合理的な利用が図られていない土地として規則で定めるものをいう。）をいう。）の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の増進に寄与する事業として規則で定めるもの（以下「高度業務事業」という。）の集積を図ることが適切と認められる地区をいう。

(8) 工場跡地等再生促進地区 工場その他の業務の用に供されていない施設の敷地その他未利用地（以下「工場跡地等」という。）のうち、工場跡地等及びその周辺の地域の活性化に寄与する事業として規則で定めるもの（以下「再活性化事業」という。）の集積を図ることが適切と認められる地区をいう。

第5条第2項第2号及び第4号中「新規成長事業又は構造改革特別事業」を「新規成長事業等」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（事業税の不均一課税）

第6条の2 都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区内において当該指定拠点地区の第5条第4項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公表の日（次条第1項及び第8条第1項において「公表の日」という。）以後に高度業務事業を開始した法人に対して課する当該高度業務事業に係る事業税の額は、当該高度業務事業に係る課税標準として規則で定めるところにより計算した額に兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）第34条並びに附則第11条、第38条、第39条及び第44条の規定により定められた税率を適用して計算した金額から、当該金額の4分の1に相当する金額を控除した金額とする。

2 前項の規定による事業税の不均一課税を受けることができる期間は、当該不均一課税を受けた最初の年度以降5箇年度とする。

第7条の前の見出し中「新規成長事業等に係る」を削り、同条第1項中「新産業創造拠点地区、産業集積促進地区、産業活力再生地区又は構造改革特別地区に係る指定拠点地区内」を「指定拠点地区（国際経済拠点地区及び都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区を除く。）内」に、「新規成長事業（新産業創造事業、特定事業又は産業活力再生事業に限る。）又は構造改革特別事業（以下「新規成長事業等」という。）」を「新規成長事業等（国際経済交流事業及び高度業務事業を除く。以下この条において同じ。）」に改め、「第5条第4項（前条第3項において準用する場合を含む。）の規定による」を削り、「兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県税条例」という。）」を「県税条例」に改め、同条第2項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、同条に次の1項を加える。

3 工場跡地等再生促進地区に係る指定拠点地区内に存する遊休業務施設（工場その他の業務の用に供する施設で現在使用されていないものをいう。）を再活性化事業に係る新規成長事業用施設等の用に供するために行う家屋又はその敷地である土地を含む土地の取得は、第1項の新規成長事業用家屋等又はその敷地である土地を含む土地の取得とみなして、同項の規定を適用する。

第8条第1項中「第5条第4項（第6条第3項において準用する場合を含む。）の規定による」を削り、同条第2項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

第9条中「新産業創造事業、国際経済交流事業、特定事業、産業活力再生事業又は構造改革特別事業」を「新規成長事業等（高度業務事業を除く。）」に、「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

第10条中「第7条から第9条まで」を「前3条」に改める。

第11条中「第7条から前条まで」を「第6条の2第1項の規定による事業税の不均一課税又は第7条から第9条まで」に改める。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（事業者に対する補助）

第12条 県は、予算の範囲内で、新規成長事業等を行おうとする事業者に対し、指定拠点地区内への立地を促進するため、基本指針に基づき必要な補助を行うことができる。

附則第3項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第4項の見出しを削り、同項中「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改め、「土地を取得した場合、同条第2項」の右に「若しくは第3項」を加え、「前項」を「附則第3項」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第3項の次に次の見出し及び1項を加える。

(失効に伴う経過措置)

4 平成29年3月31日以前に都市再生高度業務地区に係る指定拠点地区内において開始された高度業務事業については、第6条の2の規定は、前項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

附則に次の1項を加える。

6 平成29年3月31日以前に指定拠点地区内において行おうとする事業が新規成長事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた事業者については、第12条の規定は、附則第3項の規定にかかわらず、同日後も、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号、第7条第2項及び第8条第2項の改正規定、第9条の改正規定（「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める部分に限る。）、附則第3項の改正規定並びに附則第4項の改正規定（「平成26年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。



環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第14号

環境影響評価に関する条例の一部を改正する条例

環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1節 環境影響評価概要書の作成等（第8条—第12条）」を 「第1節 早期段階環境配慮書の作成等（第7条の2—第7条の8）」に、「第2節」を「第3節」に、「第3節」を「第4節」に、「第4節 環境影響評価概要書又は」を「第5節 早期段階環境配慮書、環境影響評価概要書又は」に、「第5節」を「第6節」に、「第6節」を「第7節」に改める。

第32条第1項及び第2項中「第4節」を「第5節」に改める。

第33条中「第2節」を「第3節」に改める。

第34条第2項中「法律、」を削り、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 環境影響評価法（平成9年法律第81号）の適用を受ける対象事業等については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手続を行うことを要しない。

- (1) 環境影響評価法第2章第1節に定める手続（次号において「配慮書手続」という。）が行われる場合 第3章第1節から第5節までの規定による手続
- (2) 配慮書手続が行われない場合 第3章第2節から第4節までの規定による手続

3 前項第1号の場合における第31条の適用については、同条第1項及び第3項中「評価書の提出後」とあるのは、「第29条第1項の規定による届出後」とする。

4 第2項第2号の場合における第24条及び第31条の適用については、第24条第1項中「評価書の提出」とあるのは「第7条の7の規定による公表」と、第31条第1項及び第3項中「評価書の提出後」とあるのは「第29条第1項の規定による届出後」とする。

第3章第6節を同章第7節とする。

第27条中「第22条第1項」を「第21条第2項において準用する第7条の2第2項」に改める。

第30条第4項中「第15条第2項」を「第19条第2項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 事業者は、第2項の規定による報告を行ったときは、当該報告の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

5 事業者は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該公表の方法について知事に届け出なければならない。

第3章第5節を同章第6節とする。

第3章第4節の節名中「環境影響評価概要書」を「早期段階環境配慮書、環境影響評価概要書」に改める。
第24条の見出し中「概要書」を「配慮書、概要書」に改め、同条第1項中「概要書」を「配慮書」に改め、「において」の右に「、第7条の2第1項第1号」を加え、「第8条第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「概要書の提出後評価書の提出までの」に、「第8条第2号」を「第8条第1項第2号」に改め、同条第3項中「第1節、第2節及び第21条」を「第2節、第3節、第21条及び第22条」に改める。

第26条第2項中「知事は、第9条第1項」を「事業者は、第7条の2第2項」に、「があった」を「を行った」に改める。

第3章第4節を同章第5節とする。

第21条中「を作成し、これを知事に提出しなければ」を「及びこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を作成しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第7条の2第2項及び第3項の規定は、前項の規定により評価書及び要約書（以下「評価書等」という。）を作成したときについて準用する。この場合において、同条第2項中「30日間」とあるのは、「15日間」と読み替えるものとする。

第22条を次のように改める。

（評価書等の提出等）

第22条 事業者は、評価書等を作成したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

2 第19条第2項の規定は、評価書等の提出があったときについて準用する。

第23条中「前条第1項の規定による公告の日までに」を「評価書等の提出があったときは、遅滞なく」に、「評価書の写し」を「評価書等の写し」に改める。

第3章第3節を同章第4節とする。

第14条第1項中「を作成し、これを知事に提出しなければ」を「及びこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を作成しなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第7条の2第2項及び第3項の規定は、準備書及び要約書（以下「準備書等」という。）を作成したときについて準用する。

第15条及び第16条を次のように改める。

（準備書等の提出等）

第15条 事業者は、準備書等を作成したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、準備書等の提出があったときは、遅滞なく、関係市町の長及び対象事業等の実施について法令又は条例の規定による許可、認可、確認その他これらに類する行為（以下「許認可等」という。）を行う者（以下「許認可権者」という。）に準備書等の写しを送付するものとする。

（説明会の開催等）

第16条 第9条の2の規定は、第14条第2項において準用する第7条の2第2項の規定による公告をしたときについて準用する。この場合において、第9条の2第4項中「地元市町及びその周辺地域」とあるのは、「関係市町」と読み替えるものとする。

第17条第1項中「第15条第1項」を「第14条第2項において準用する第7条の2第2項」に改める。

第19条第1項中「前条第1項ただし書」を「同条第1項ただし書」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 知事は、第2次見解書の提出があったときは、遅滞なく、その写しを関係市町の長に送付するものとする。

第20条第1項中「第15条第1項の規定による公告の日」を「準備書等の提出を受けた日」に改める。

第3章第2節を同章第3節とする。

第8条中「基づき、」の右に「当該対象事業等を実施しようとする地域における」を加え、「を作成し、これを知事に提出しなければ」を「及びこれを要約した書類（次項及び第9条の2第4項において「要約書」という。）を作成しなければ」に改め、同条第5号を同条第8号とし、同条第4号を同条第7号とし、同条第3号を同条第6号とし、同条第2号の次に次の3号を加える。

(3) 配慮書に係る意見書に記載された意見の概要

(4) 前号の意見に関する事業者の見解

(5) 事業の計画の策定の経緯

第8条に次の1項を加える。

2 第7条の2第2項及び第3項の規定は、概要書及び要約書（以下「概要書等」という。）を作成したときについて準用する。

第9条の見出しを「(概要書等の提出等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

事業者は、概要書等を作成したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出しなければならない。

第9条第2項中「による公告をした」を「により概要書等の提出があった」に、「概要書」を「概要書等」に改め、同条第3項を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

(説明会の開催等)

第9条の2 事業者は、第8条第2項において準用する第7条の2第2項の規定による公告をしたときは、規則で定めるところにより、概要書の内容についての説明会（以下この条において「説明会」という。）の開催その他当該内容の周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、説明会の開催その他前項に規定する措置を講じようとするときは、規則で定めるところにより、当該説明会の開催の日時、場所その他規則で定める事項（以下「説明会の日時等」という。）及び当該措置の内容を知事に届け出なければならない。

3 事業者は、前項の規定による届出を行ったときは、規則で定めるところにより、説明会の日時等を公告しなければならない。

4 天災地変その他やむを得ない理由により説明会を開催することができないと知事が認める場合は、事業者は、説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、概要書の内容について、要約書の提供その他の方法により、地元市町及びその周辺地域の住民に周知を図るよう努めなければならない。

5 事業者は、説明会の開催その他第1項に規定する措置を講じたときは、規則で定めるところにより、その状況を知事に報告しなければならない。

第10条第1項中「前条第1項」を「第8条第2項において準用する第7条の2第2項」に改める。

第12条第1項中「第9条第1項の規定による公告の日」を「概要書等の提出を受けた日」に改める。

第3章中第1節を第2節とし、同節の前に次の1節を加える。

第1節 早期段階環境配慮書の作成等

(配慮書の作成等)

第7条の2 事業者は、対象事業等の計画の立案の段階において、環境影響評価指針に基づき、対象事業等の実施が想定される1又は2以上の地域（以下「事業実施想定地域」という。）における当該対象事業等に係る環境の保全と創造のために配慮すべき事項についての調査等を行い、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した早期段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）及びこれを要約した書類（次項において「要約書」という。）を作成しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 対象事業等の名称、目的及び概要

(3) 調査等の結果

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 事業者は、配慮書及び要約書（以下「配慮書等」という。）を作成したときは、規則で定めるところにより、当該配慮書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、当該公告の日から起算して30日間、規則で定めるところにより、当該配慮書等を公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による配慮書等の公告、縦覧及び公表（以下「公告等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該配慮書等の公告等の方法について知事に届け出なければならない。

4 事業者は、第2項の規定による縦覧期間中に、事業実施想定地域において、配慮書の内容の周知に努めなければならない。

(配慮書等の提出等)

第7条の3 事業者は、配慮書等を作成したときは、規則で定めるところにより、これを知事に提出するとともに、事業実施想定地域の存する市町（以下「想定地域の市町」という。）の長に送付しなければならない。

(配慮書に係る知事意見書の作成等)

第7条の4 知事は、配慮書等の提出を受けた日から起算して30日以内に、環境の保全と創造の見地から配慮書について規則で定める事項に関する意見を記載した意見書を作成し、事業者に送付することができる。

2 知事は、前項の意見書を作成しようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。

(配慮書に係る想定地域の市町の長の意見書の作成等)

第7条の5 想定地域の市町の長は、配慮書等の送付を受けた日から起算して30日以内に、環境の保全と創造の見地から、配慮書についての意見書を作成し、事業者に送付することができる。

(配慮書に係る住民意見書の送付)

第7条の6 第7条の2第2項の規定による公告があったときは、配慮書の内容について環境の保全と創造の見地から意見を有する者は、同項の規定による縦覧期間満了の日までに、当該内容について、事業者に意見書を送付することができる。

(配慮書に係る意見の公表)

第7条の7 事業者は、前3条の規定により意見書の送付を受けたときは、規則で定めるところにより、当該意見書に記載された意見の概要を公表しなければならない。

(配慮書を踏まえた計画策定)

第7条の8 事業者は、対象事業等の計画の策定に当たっては、配慮書の内容を踏まえるとともに、第7条の4から第7条の6までの規定により送付を受けた意見書の内容を勘案するよう努めなければならない。

第36条第1項第2号中「記載をした」の右に「配慮書、」を加える。

第41条中「第34条第2項」を「第34条第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の環境影響評価に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3章第1節の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の環境影響評価に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第8条の規定による環境影響評価概要書の提出があった対象事業等(改正後の条例第2条第1号の対象事業等をいう。以下同じ。)については、適用しない。

3 改正後の条例第3章第2節の規定は、施行日以後に改正後の条例第9条第1項の規定により環境影響評価概要書が提出される対象事業等について適用し、施行日前に改正前の条例第8条の規定により環境影響評価概要書が提出された対象事業等については、改正前の条例第3章第1節の規定を適用する。

4 改正後の条例第3章第3節の規定は、施行日以後に改正後の条例第15条第1項の規定により環境影響評価準備書が提出される対象事業等について適用し、施行日前に改正前の条例第14条第1項の規定により環境影響評価準備書が提出された対象事業等については、改正前の条例第3章第2節の規定を適用する。

5 改正後の条例第3章第4節の規定は、施行日以後に改正後の条例第22条第1項の規定により環境影響評価書が提出される対象事業等について適用し、施行日前に改正前の条例第21条の規定により環境影響評価書が提出された対象事業等については、改正前の条例第3章第3節の規定を適用する。

6 施行日前に改正前の条例第22条第1項の規定による環境影響評価書の公告が行われた対象事業等については、改正後の条例第30条第4項及び第5項の規定は、適用しない。

7 施行日前に環境影響評価法(平成9年法律第81号)第27条の規定による環境影響評価書の公告が行われた対象事業等については、改正後の条例第30条の規定は、適用しない。



景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第15号

景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例

景観の形成等に関する条例(昭和60年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

本則(第2条第5号を除く。)中促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

目次中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に、「第3章の3 景観形成重要建造物等(第21条の10

「第3章の3 景観形成重要建造物等

—第21条の13)」を 第1節 景観形成重要建造物等(第21条の10—第21条の13) に、「第4章の3 空

第2節 認定景観形成重要建造物(第21条の14—第21条の21)」

「第4章の3 建築物等その他の物件の管理（第27条の15—第27条の21）
地の利用又は管理（第27条の15）」を
第4章の4 空地の利用又は管理（第27条の22）」
に改める。

第2条第2号中「風景」を「広域景観」に、「広がりのある」を「複数の市町の区域に広がる」に改め、同条第4号中「第88条第1項に規定するもの」の右に「その他規則で定めるもの」を加え、同条第5号を次のように改める。

(5) 大規模建築物等 次のア又はイの区域の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの
イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

第2条第6号ア中「延べ面積」の右に「（当該ホテル営業又は旅館営業の用に供する部分に限る。）」を加え、同号イ中「延べ面積」の右に「（当該営業の用に供する部分に限る。）」を加える。

第8条第1項中「必要がある区域」の右に「（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）」を加える。

第10条第3項第1号中「除く」の右に「。第17条第5号において同じ」を加える。

第12条の2第1項中「前条の届出に係る行為が大規模建築物等に係る行為である場合において、当該届出」を「第10条各項の規定による届出」に、「同条」を「前条」に改める。

「第3章 風景形成地域」を「第3章 広域景観形成地域」に改める。

第15条第1項中「風景の」を「広域景観の」に、「風景形成地域」を「それぞれ当該各号に定める広域景観形成地域」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに掲げる地域 風景型広域景観形成地域

ア 良好な自然の風景を有する地域

イ 良好な田園風景を有する地域

ウ 歴史的又は文化的な風景を有する地域

(2) 国道、県道等の沿道の地域 沿道型広域景観形成地域

第15条第2項及び第3項中「風景の」を「広域景観の」に、「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同条第4項中「第8条第4項」の右に「（ただし書を除く。）」を加え、「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

第16条の見出しを「（広域景観形成基準）」に改め、同条第1項中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に、「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同条第2項中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、「掲げる事項」の右に「のうち、当該広域景観形成地域における広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項」を加え、同項第1号中「風景」を「広域景観」に改め、同項第3号中「風景」を「広域景観」に、「知事が必要と認める」を「必要な」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

第16条第3項中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改める。

第17条中「風景形成地域内」を「広域景観形成地域内」に改め、同条第1号中「、改築、増築」を削り、「次号」の右に「及び第3号」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）

第17条に次の1号を加える。

(5) 広告物等の表示又は設置（沿道型広域景観形成地域における行為に限る。）

第18条の見出し中「風景」を「広域景観」に改め、同条第1項中「風景形成地域内」を「広域景観形成地域内」に、「風景に」を「広域景観に」に、「前条の」を「同条の」に改め、同条第2項中「風景」を「広域景観」

に改める。

第19条及び第19条の2第1項中「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改める。

第20条の見出し中「大規模建築物等」の右に「又は広告物等」を加え、同条第1項中「風景形成地域内」を「広域景観形成地域内」に改め、「大規模建築物等」の右に「又は広告物等」を加え、「風景形成基準」を「広域景観形成基準」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(広域景観形成協議会)

第20条の2 知事は、広域景観形成地域として指定しようとする地域において、次に掲げる事項に係る県及び当該地域内の市町(以下「地域内市町」という。)相互間の意見を調整し、県及び地域内市町の広域景観の形成に関する施策の調和を図るため、広域景観形成協議会を組織することができる。

- (1) 広域景観形成地域の範囲
- (2) 広域景観の形成を図るための行為の制限に関する事項
- (3) その他広域景観の形成を図るために知事が必要と認める事項

2 前項の広域景観形成協議会は、県及び地域内市町をもって構成する。

3 第1項の広域景観形成協議会の構成員は、広域景観形成協議会において協議が調った事項について尊重するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、広域景観形成協議会の運営に関し必要な事項は、広域景観形成協議会が定める。

第21条中「風景形成地域内」を「広域景観形成地域内」に改める。

第21条の10第2項中「市町長」を「長」に改め、第3章の3中同条の前に次の節名を付する。

第1節 景観形成重要建造物等

第21条の12中「景観形成重要建造物等」の右に「(第21条の15の認定景観形成重要建造物を除く。)」を加える。

第3章の3中第21条の13の次に次の1節を加える。

第2節 認定景観形成重要建造物

(保存活用計画の認定)

第21条の14 景観形成重要建造物の所有者は、当該景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るために、改築、増築、移転、修繕、模様替え又は用途の変更をしようとする場合において、当該景観形成重要建造物を建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合させることが著しく困難であると認めるときは、次に掲げる事項を記載した計画(以下「保存活用計画」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に認定を申請することができる。

- (1) 当該景観形成重要建造物の名称及び所在地
- (2) 当該景観形成重要建造物の所有者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (3) 当該景観形成重要建造物を活用することによりその保存を図るために必要な工事の内容
- (4) 当該景観形成重要建造物の安全性に関する事項
- (5) 当該景観形成重要建造物の維持管理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、当該景観形成重要建造物の保存を図るために知事が必要と認める事項

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る保存活用計画により当該景観形成重要建造物の適切な保存を図ることができると認めるときは、当該保存活用計画を認定するものとする。

3 知事は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該景観形成重要建造物が存する市町の長及び審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

5 前各項の規定は、保存活用計画の変更について準用する。

(認定景観形成重要建造物の保存)

第21条の15 前条第2項の規定による認定を受けた景観形成重要建造物(以下「認定景観形成重要建造物」という。)の所有者等は、当該保存活用計画に従って認定景観形成重要建造物の保存を図らなければならない。

(勧告)

第21条の16 知事は、認定景観形成重要建造物について、保存活用計画に従った保存が図られていないと認めるときは、当該認定景観形成重要建造物の所有者等に対し、保存活用計画に従って保存を図るために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(現状変更等に係る許可)

第21条の17 認定景観形成重要建造物の所有者等は、当該認定景観形成重要建造物の改築、増築、移転、修繕、模様替え又は色彩若しくは意匠の変更（以下「現状変更等」という。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置としてする行為については、この限りでない。

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請の内容が保存活用計画に適合しないと認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 知事は、当該認定景観形成重要建造物の適切な保存のために必要があると認めるときは、第1項の許可に必要な条件を付することができる。

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等の内容を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（措置命令）

第21条の18 知事は、前条第1項若しくは第4項の許可に係る行為が当該許可の内容又は同条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に適合しないと認めるときは、同条第1項又は第4項の許可を受けた者に対して、当該行為の停止を命じ、又は期間を定めて是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。ただし、許可に係る行為の停止を命じようとするときは、この限りでない。

（保存活用計画の廃止の届出）

第21条の19 認定景観形成重要建造物の所有者は、保存活用計画を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

2 第21条の14第4項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（保存活用計画の認定の取消し）

第21条の20 第21条の10第4項又は第5項の規定により当該景観形成重要建造物の指定が解除されたときは、第21条の14第2項の規定による認定は、取り消されたものとみなす。

2 知事は、認定景観形成重要建造物の所有者等が第21条の16の規定による勧告又は第21条の18第1項の規定による命令に従わないときは、第21条の14第2項の規定による認定を取り消すことができる。

3 第21条の14第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

（立入検査等）

第21条の21 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、認定景観形成重要建造物の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に認定景観形成重要建造物若しくはその存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第22条第1項中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

第23条中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改め、同条第1号中「、改築、増築」を削り、「次号」の右に「及び第3号」を加え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同条中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 大規模建築物等の改築又は増築（当該行為に係る部分が第2条第5号ア又はイに掲げる区域の区分に応じて、それぞれア又はイに掲げる高さ又は面積を超えるものに限る。次号において同じ。）

第24条第1項中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に、「前条の」を「同条の」に改める。

第25条の2第1項中「前条の届出に係る行為が大規模建築物等と地域の景観との調和が特に図られるべき地域として規則で定める地域（以下「指定地域」という。）内における行為である場合において、当該届出」を「第23条の規定による届出」に、「同条」を「前条」に改める。

第26条第1項及び第27条中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

第27条の2の7に次のただし書を加える。

ただし、同条に規定する行為が、地域の景観に及ぼす影響が著しく小さいものとして規則で定めるものであるときは、この限りでない。

第27条の8第1項に次のただし書を加える。

ただし、準備書の内容が特定建築物等景観基準に適合し、かつ、特定建築物等と地域の景観との調和を図るために特定建築主が講ずべき措置がないと知事が認める場合は、この限りでない。

第27条の8に次の1項を加える。

3 第1項ただし書に規定する場合においては、知事は、特定建築主に対し、評価書の作成を要しない旨を通知するものとする。

第27条の13第1項中「公告の日」の右に「(第27条の8第3項の通知を受けた場合は、当該通知を受けた日)」を加え、同条第2項中「評価書」の右に「(第27条の8第1項ただし書の規定により評価書の作成を要しない場合は、準備書)」を加える。

第4章の3中第27条の15を第27条の22に改め、同章を第4章の4とし、第4章の2の次に次の1章を加える。

第4章の3 建築物等その他の物件の管理

(所有者等の責務)

第27条の15 建築物等その他の物件(第21条の10第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げるものを除く。

以下この章において同じ。)の所有者等は、当該建築物等その他の物件の外観が、周辺の良好な景観に対して支障とならないよう適切な管理に努めなければならない。

(景観形成地区内等の所有者等の義務)

第27条の16 景観形成地区又は広域景観形成地域(広域景観の形成が特に必要な区域として規則で定める区域に限る。)内(次条において「景観形成地区内等」という。)の建築物等その他の物件の所有者等は、長期にわたって適切な管理を行わない等により当該建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分(道路その他の公共の場所から容易に展望できない部分を除く。第27条の19において同じ。)を管理不全状態(規則で定める破損又は腐食が生じた状態をいう。以下同じ。)とならないよう適切に管理しなければならない。

(指導又は助言)

第27条の17 知事は、景観形成地区内等の建築物等その他の物件が管理不全状態にあると認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第27条の18 知事は、前条の規定による指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて管理不全状態を解消するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(命令及び公表)

第27条の19 知事は、前条第1項の規定による勧告に係る建築物等その他の物件の外壁、屋根等の外観に係る部分が景観支障状態(周辺の良好な景観に著しく支障となっている状態として規則で定める特に著しい破損又は腐食が生じたものをいう。以下同じ。)にある場合であって、当該勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該者に対し、期間を定めて景観支障状態を解消するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

3 知事は、第1項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その旨を公表するものとする。

(立入検査等)

第27条の20 知事は、前3条の規定の施行に必要な限度において、建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に当該建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(経費の補助)

第27条の21 県は、管理不全状態にある建築物等その他の物件の所有者等が管理不全状態を解消しようとするときは、当該者に対し、予算の範囲内で、その解消に必要な経費の一部を補助することができる。

第30条中「(昭和43年法律第100号)」を削る。

第31条第1項中「第3章」の右に「(第15条及び第20条の2を除く。)」を加え、同条第2項中「おける」の右に「第2章、第3章(第15条及び第20条の2を除く。)」を加え、同条第3項中「掲げる行為」の右に「又は沿

道型広域景観形成地域内における第17条第5号に掲げる行為」を加え、「同項」を「第10条第3項又は第17条」に改め、同条に次の1項を加える。

4 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）その他第4章の2第2節に規定する景観影響評価に係る手続に相当する手続が定められているものとして規則で定める法令等の適用を受ける特定建築物等に係る第27条の2の2に規定する行為については、同節の規定は、適用しない。

第33条中「第21条の6第1項」の右に「又は第21条の18第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第33条の2 第21条の17第1項又は第4項の許可を受けずに認定景観形成重要建造物の現状変更等を行った者は、30万円以下の罰金に処する。

第34条中「第21条の9第1項」の右に「又は第21条の21第1項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第36条中「前3条」を「第33条から前条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。ただし、第20条の次に1条を加える改正規定及び附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の景観の形成等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項又は第3項の規定により同条第1項第4号に掲げる沿道景観形成地区として指定された景観形成地区のうち当該景観形成地区内に複数の市町の区域が存するもの（次項において「複数市町景観形成地区」という。）は、改正後の景観の形成等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第1項又は第3項の規定により同条第1項第2号に掲げる沿道型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなす。

3 複数市町景観形成地区について改正前の条例第9条第1項の規定により定められた景観形成基準及び改正前の条例第22条第1項の規定により定められた大規模建築物等景観基準は、改正後の条例第16条第1項の規定により定められた広域景観形成基準とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第15条第1項又は第3項の規定により指定された風景形成地域は、改正後の条例第15条第1項又は第3項の規定により同条第1項第1号に掲げる風景型広域景観形成地域として指定された広域景観形成地域とみなす。

5 前項の風景形成地域について改正前の条例第16条第1項の規定により定められた風景形成基準は、改正後の条例第16条第1項の規定により定められた広域景観形成基準とみなす。

6 施行日前に改正前の条例の規定によりなされた要請、届出その他の手続は、改正後の条例の相当規定によりなされた手続とみなす。

7 改正後の条例第15条第2項及び第4項において準用する改正後の条例第8条第4項から第7項までの規定による手続は、施行日前においてもすることができる。

8 附則第2項又は第4項の規定により広域景観形成地域とみなされた複数市町景観形成地区又は風景形成地域においては、改正後の条例第20条の2第1項の規定による広域景観形成協議会を組織することができる。

（屋外広告物条例の一部改正）

9 屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域」に改める。

第23条第1項第4号中「風景形成地域」を「広域景観形成地域（同条第1項第2号に規定する沿道型広域景観形成地域を除く。）」に改める。

（環境影響評価に関する条例の一部改正）

10 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第42条を次のように改める。

第42条 削除



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第16号

兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例

兵庫県学校教職員定数条例（昭和51年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「18,492人」を「18,385人」に、「10,638人」を「10,656人」に、「8,448人」を「8,414人」に、「3,635人」を「3,709人」に、
「大 学 744人
合 計 41,957人」を「合 計
41,164人」に改める。

第2条中「大学にあっては知事、その他の学校にあっては」を削る。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。



兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 3月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表兵庫県立淡路病院の項を次のように改める。

兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目
--------------	----------

第2条第3項の表兵庫県立尼崎病院の款内科の項中「血液内科 糖尿病・内分泌内科」を「血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科 漢方内科 緩和ケア内科」に改め、同款外科の項中「呼吸器外科」を「呼吸器外科 消化器外科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「病理診断科」を「病理診断科 救急科」に改め、同表兵庫県立塚口病院の款内科の項中「内科 消化器内科」を「内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同款上記以外の診療科目の項中「病理診断科」を「病理診断科 小児救急科 歯科口腔外科」に改め、同表兵庫県立淡路病院の款を次のように改める。

兵庫県立淡路医療センター	内科	内科 循環器内科 神経内科	441
	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療科目	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科 歯科口腔外科	

第2条第3項の表兵庫県立がんセンターの款上記以外の診療科目の項中「婦人科」を「婦人科 リハビリテーション科」に改め、同表兵庫県災害医療センターの款外科の項中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の表兵庫県立淡路病院の項及び同条第3項の表兵庫県立淡路病院の款の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において管理規程で定める日から施行する。